

# 士幌町パートナーシップ推進交付金のあらまし

(令和5年度版)

## (1) 行政事務事業 (実施主体：駐在区)

### ①行政事務連絡事業

広報や役場だよりなどの配布(月1回)や、役場と住民とをつなぐ連絡調整事務(広報等は、町内会加入の有無にかかわらず配布をお願いします。)

### ②その他事業

町が駐在区等に不定期で要請する行政事務事業。

※交付金は、均等割と戸数割などにより算定し、各駐在区に交付します。

(以前は駐在員個人に報酬を支給していましたが、平成17年度から駐在区に交付金としてお支払いしています。)

## (2) コミュニティ等活動支援事業 (実施主体：駐在区)

①高齢者等除雪見守り介助事業	降雪時に除雪状況を確認し、通路の確保等を行う事業
②声かけネットワーク事業	地域内の独居高齢者、障がい者、高齢夫婦世帯に対し、日頃からの声かけで異変があった場合、役場保健福祉課へ通報する事業
③健康維持活動事業	地域内(町内会・班等)の全住民を対象に運動を取り入れた健康維持活動
④ごみ対策事業	地域における日常的なごみ分別指導を行う事業
⑤その他事業	①～④以外の活動で、駐在区等の創意工夫により行う事業

※交付金は、均等割と戸数割により交付します。(2)のコミュニティ等活動支援事業は最低1事業を実施しなければ交付金が交付されません。

## (3) 地域相互扶助事業 (実施主体：駐在区、公民館、その他団体)

①資源ごみ集団回収奨励事業	⑤花のまちづくり事業
②地域除雪事業	⑥地域ふれあい活動事業
③地域排雪事業	⑦自主防災組織活動事業
④地域環境整備事業	⑧その他事業

◆詳しくは、担当までお問い合わせください。

担当：地域戦略課まちづくり推進係  
TEL：01564-5-5212  
FAX：01564-5-4304